

- 国(機構)及び都道府県は、職業能力開発促進法に基づき、離職者、在職者及び学卒者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、公共職業能力開発施設を設置しています。
- 国(機構)は、職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)及び職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ)等を設置し、都道府県は、職業能力開発校等を設置しています。
- 国(機構)では、上記離職者等に対して、その対象者に応じた長期・短期の職業訓練(公共職業訓練)を実施しています。

機構が行う公共職業訓練について

離職者訓練

ものづくり分野を中心に、雇用のセーフティネットとして、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施

◆ポリテクセンターで実施

【対象】 ハローワークの求職者(主に雇用保険受給者)

【訓練期間】
概ね6か月
(1ヶ月で1つの仕事を習得)

【機構の主な訓練コース例】
テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備技術科、住宅リフォーム技術科 等

【受講料】
無料(テキスト代等は実費負担)

在職者訓練

ものづくり分野を中心に、中小企業の生産現場等で活躍する在職労働者が技能及び技術の更なる向上を図るための職業訓練を実施

◆ポリテクセンター及びポリテクカレッジで実施

【対象】 在職労働者

【訓練期間】
概ね2日～5日
(1日あたり6時間)

【機構の主な訓練コース例】
旋盤の高精度加工技術、デジタル回路設計技術、木造住宅の耐震精密診断技術 等

【受講料】
1万3千円程度

学卒者訓練

ものづくり分野を中心に、高等学校卒業生等が職業に必要な高度な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施

◆ポリテクカレッジで実施

【対象】 高等学校卒業生等

【訓練期間】
2年(専門課程)又は4年(専門課程+応用課程)
(学科2単位(36時間)実技4単位(72時間)程度)

【機構の主な訓練コース例】
生産技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科、住居環境科、建築科 等

【受講料】
年間39万円

※ このほかに、雇用保険を受給できない方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期の再就職を目指すための「求職者支援制度」があり、機構では、求職者支援制度による職業訓練を実施する民間教育訓練機関に対して、制度の周知広報、訓練計画の策定に関する相談援助、訓練内容の審査・認定、訓練実施に関する助言等を行っています。

※ また、障害者職業訓練については、機構では国立機構営の障害者職業能力開発校(2校)において、職業訓練を実施しています。